



# 広報 かまくら

## くらしを守る 未来をつくる

### 市役所移転に関する条例の否決を受けて

令和4年市議会12月定例会にて、鎌倉市役所移転に関する条例<sup>※</sup>を提案しました。  
賛成16人 反対10人で、出席議員の3分の2の同意には足りず、可決に至りませんでした。

建て替えの必要性や移転に至った経緯、意思決定プロセスなどのこれまでの情報発信に対し、  
この度、「移転に向けた動きが分かりにくい」「市民への情報共有が不足している」などの指摘を受けました。  
これらの指摘を真摯<sup>しんし</sup>に受け止め、以下の取り組みを強化します。

- スケジュール・費用・体制などの情報が分かりにくい
  - 情報の整理、事業内容の表現を工夫し、分かりやすい情報をつくっていきます
- 情報共有が足りない
  - 新庁舎・市庁舎現在地、深沢地区のまちづくり、新駅の情報を統合的に整理し、まちづくりの全体像を示していきます

災害時、被害を最小にとどめ、迅速に復旧・復興に努めることは行政に課せられた使命です。

そのための移転整備は、市民の命と暮らしを守るために進めなければならない事業です。

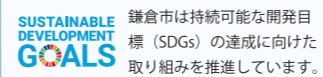
また、市庁舎現在地には、手続きや相談の窓口を残すとともに、

図書館や学習センターの機能を複合的に整備し、皆さまに寄り添った、魅力的な場をつくる考えです。

施設に皆さまの意見を、プロセスに皆さまの想いを  
これらを大切に、まちづくりに取り組んでいきます

市街地整備課 庁舎整備担当

※「鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」のこと。市役所の位置については、地方自治法第4条第1項により、条例で定めると規定されています。本市では「鎌倉市役所の位置を定める条例」でその位置を制定しており、移転に向けてこの条例を改正するための条例です。改正について、地方自治法に提案時期の定めはなく、再提案の時期は未定です



2/25 (土)

### 市長と語る鎌倉の未来 ～深沢まちづくりと市庁舎移転～

深沢地区のまちづくりや新庁舎の整備について、皆さんの質問にお答えします。

ところ	とき
鎌倉生涯学習センター	11:00
大船学習センター	14:00

☎ 2/1(水) 9:00以降に電話かEメールで市街地整備課庁舎整備担当まで(各先着30人) 詳細はこちら▶

ご要望があれば、職員が直接説明に伺います。ご連絡を

#### 深沢地区のまちづくりについて

深沢地区のまちづくりや新駅の詳細はこちらから▶

#### 本庁舎等整備事業特設サイト

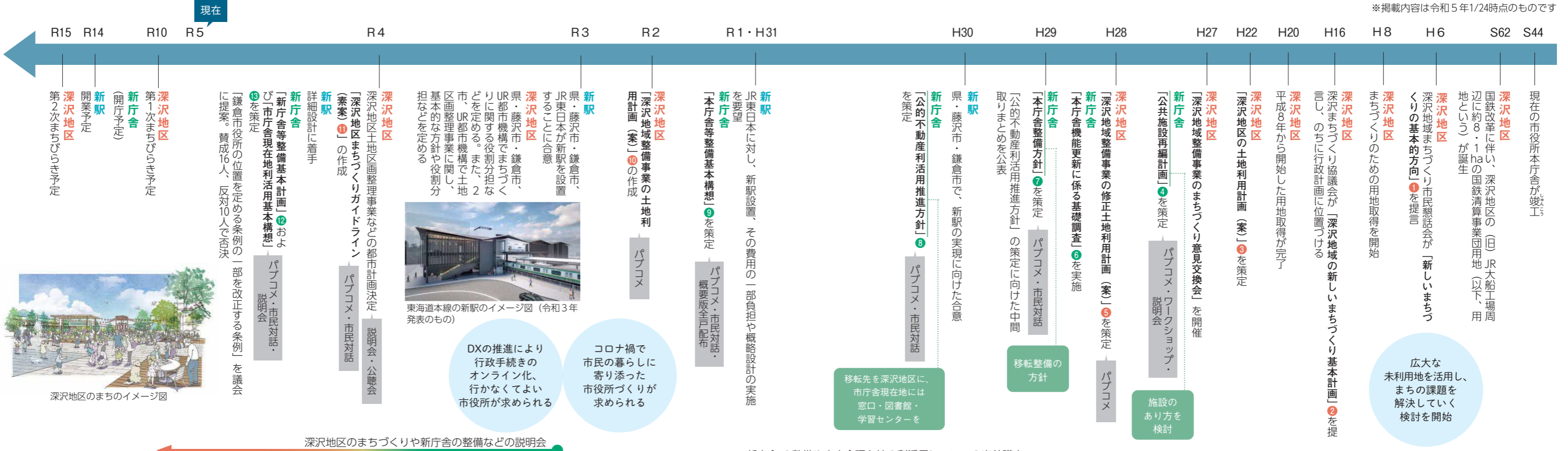
新庁舎の整備や市庁舎現在の利活用の詳細はこちらから▶

## 次世代に続く まちづくりを進めています

市では、次世代に向けた魅力的なまちを創造するため「新庁舎整備・市庁舎現在地利活用」「深沢地域整備事業」「新駅」の実現を目指し、それぞれの計画に取り組み、進めてきました。今回は、それぞれで進めてきた取り組みの全体像を紹介します。

市街地整備課 庁舎整備担当・深沢地域整備課

※掲載内容は令和5年1/24時点のものです



深沢地区のまちのイメージ図



東海道本線の新駅のイメージ図(令和3年発表のもの)

DXの推進により行政手続きのオンライン化、行かなくてよい市役所が求められる

コロナ禍で市民の暮らしに寄り添った市役所づくりが求められる

移転先を深沢地区に、市庁舎現在地には窓口・図書館・学習センターを

移転整備の方針

施設のあり方を検討

広大な未利用地を活用し、まちの課題を解決していく検討を開始

深沢地区のまちづくりや新庁舎の整備などの説明会

新庁舎の整備や市庁舎現在地の利活用についての出前講座



用語解説  
パブコメ…パブリックコメント。重要な政策などを決める際、市民などから広く意見を聞く市民参画の手法の一つ

本紙平成30年8/1号～31年3/15号で、本庁舎の整備について連載。こちらから読めます▶

東日本大震災や笹子トンネルの事故などにより公共施設・インフラの老朽化対策が急務に



竣工当時の本庁舎

#### 10 市庁舎現在地利活用基本構想

③を踏まえ、中央図書館や鎌倉生涯学習センターの機能を複合的に再整備し、これまでと同様に行政手続きや相談窓口を設けるとともに、さまざまな情報や交流に触れることができる、これまで以上に市民に寄り添った拠点を創る方針を示した。



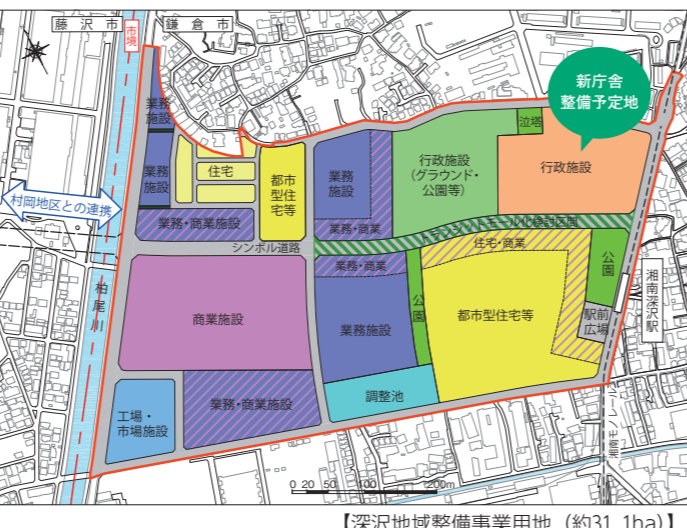
#### 11 深沢地域整備事業の土地利用計画(案)

まちの将来像3つの視点(下図)と、実現するための各施設(街区)ごとの土地利用の方針(右図・令和2年3月時点)を示した。



#### 12 深沢地区まちづくりガイドライン(素案)

建築物やまち並みの景観ルールに加え、まちに求める機能・用途のほか、エリアマネジメントによる活動も含めた具体的な方策を定めるため、ガイドラインを取りまとめた。



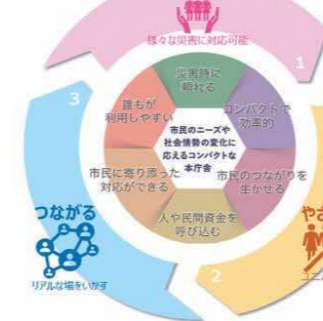
【深沢地域整備事業用地(約31.1ha)】

#### 13 本庁舎等整備基本構想

新たな本庁舎づくりの基本となる考え方として、「基本理念」である「市民のニーズや社会情勢の変化に応えるコンパクトな本庁舎」と6つの要素(下図)を示した。

#### 14 新庁舎等整備基本計画

③を踏まえ、「基本理念」と基本計画の3つのポイント「まもる・やさしい・つながる」(下図)を目指した新庁舎を実現することと、各階のモデルプランを示した。



#### 15 深沢地域整備事業の修正土地利用計画(案)

社会情勢の変化を受け、まちづくりの理念とコンセプトを定めた上で、土地利用の方針を見直した。

#### 16 本庁舎機能更新に係る基礎調査

本庁舎の現状と課題を整理し、求められる機能および性能、規模などの調査を行った。

#### 17 本庁舎整備方針

⑥の結果を踏まえ、「本庁舎は移転して整備する」方針とし、深沢地域整備事業用地のほか、その他の市が所有する土地の活用を含めて、移転先を定めることとした。

#### 18 公的不動産利活用推進方針

鎌倉のまちや地域の価値をさらに高めるために、公的不動産の利活用の方針を定め、新庁舎の整備について市内の複数の候補地で検討を行った。また、策定委員会や市民対話などの意見を踏まえ、深沢地域整備事業用地を移転先とする方針とした。移転により可能となる、現在の市役所敷地の利活用については、「市民サービスの提供・公共施設再編と民間機能の導入による賑わいや憩いの創出」とする方針を示した。

#### 19 新しいまちづくりの基本的方向

① 用地と周辺が一体となったまちづくりを行うなどの提言を受けた。  
② 深沢地域の新しいまちづくり基本計画  
約8.1haの用地を含む、深沢地域の新しいまちづくりの計画。まちづくりのテーマを「ウェルネス※」とする。

※ウェルネスとは、健康な心身を維持、増進させる生活行動、さらには、人々のクオリティ・オブ・ライフ(生活の質)を向上させる概念

#### 20 深沢地区の土地利用計画(案)

②で定めたまちづくりのテーマ「ウェルネス」を基に、鎌倉駅・大船駅周辺と差別化を図る第3の拠点形成を目指し、土地利用のコンセプトを「健康生活拠点・深沢」とした。

#### 21 公共施設再編計画

老朽化が進む本庁舎について「現在建て替え」「現在地長寿命化」「その他の用地への移転」の方策を検討し、平成28年度までに方針を決定するとの考えを示した。